

国体・障スポ 可搬式車椅子対応型組立式トイレ等貸出要領

1 目的

この要領は、福井しあわせ元気国体および福井しあわせ元気大会における国体・障スポの融合に向け、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会（以下、「県実行委」という。）が整備した可搬式車椅子対応型組立式トイレ等の貸出しについて必要な事項を定める。

2 貸出物品

可搬式車椅子対応型組立式トイレ等とは、車椅子対応型組立式トイレ、オストメイト専用組立式トイレ、トイレ擬音装置とする。

3 貸出機関

可搬式車椅子対応型組立式トイレ等の貸出しは、県実行委事務局が行う。

4 貸出対象者

県、県内市町、市町が組織する国体実行委員会（以下、「市町国体実行委」という。）、県実行委事務局が適当と認める者とする。

5 市町国体実行委への貸出

県実行委は、市町国体実行委へ貸出物品を1台ずつ貸出し、市町国体実行委が貸出物品の管理を行うものとする。

なお、県実行委が必要と認めた場合は、市町国体実行委へ追加で貸出す。

また、市町国体実行委間での貸し借りも可能とする。

6 貸出および返却方法

(1) 貸出物品の借用を希望する者（以下「借用者」という。）は、事前に県実行委事務局に希望物品の使用予定の有無等を確認の上、可搬式車椅子対応型組立式トイレ等借用申込書（様式1）を提出する。なお、申込みについては、原則として使用予定日の2か月前から受け付ける。

(2) 県実行委事務局は、前項による申込みが適当と認められるときは、借用者に対して貸出物品を貸出しする。なお、同一時期に複数の申込みがあった場合は、原則として先着順とする。

(3) 借用者は、貸出物品を県実行委事務局から直接受け取り、直接返却することを原則とする。ただし、貸出期間の都合により、県実行委事務局で調整の上、次の借用者に引き渡しをお願いする場合もある。なお、やむを得ず業者等に運搬等を依頼する場合、その費用は借用者の負担とする。

(4) 借用者は、借用申込書提出後、借用の見込みがなくなった場合には、速やかに県実行委事務局に申し出るとともに、既に貸出物品を借用している場合は、速やかに返却するものとする。

(5) 返却の際は、貸出物品を清掃し、清潔な状態で付属の段ボールに梱包し、返却すること。

(6) 市町国体実行委が管理する貸出物品については、この限りではない。

7 使用報告

借用者は、借用後2週間以内に可搬式車椅子対応型組立式トイレ等使用報告書（様式1）を県実行委事務局に提出すること。

なお、市町国体実行委が管理する貸出物品を使用した場合も、2週間以内に可搬式車椅子対応型組立式トイレ等使用報告書（様式1）を県実行委事務局に提出すること。

8 貸出期間

原則として1週間以内とし、使用後は速やかに返却するものとする。

ただし、市町国体実行委への貸出しは平成30年度末までとする。

9 貸出料金

貸出料金は無料とする。ただし、吸水シートやトイレットペーパーなどの消耗品は、借用者が用意すること。

10 注意義務

借用者が貸出物品を使用する場合には、善良な管理の注意をもって適正に扱うものとする。

11 損害賠償

(1) 借用者が貸出物品を滅失し、または損傷、汚染その他の損害を与えた場合には、現物または修繕等にかかる費用を負担すること。

(2) 借用者が貸出物品に起因することで第三者に損害を与えたときは、借用者がその損害を賠償する責めを負うものとする。

12 その他

この要領に定めのない事項は、借用者と県実行委事務局が協議して決定する。

この要領は、平成29年6月23日から施行する。